



11月20日はかわさき子どもの権利の日

だい第8次

かわさきし 川崎市

こどもリーフレット

こどもの権利に関する こうどうけいかく 行動計画



がつついたち ねん 4月1日 ~ 令和12(2030)年 3月31日

けいかく 計画期間

「川崎市子どもの権利に関する条例」をもとに、
子ども一人ひとりの権利が大切にされること、
すべての子どもが主体的に参加できることや、幸せに生きるための地域づくりを目指して
「第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」をつくりました。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和8(2026)年3月 川崎市

「川崎市子どもの権利に関する条例」とは？

子どもが一人の人間として大切にされ、守られながら自分らしく生きられるようにつくられた、市と市民との「約束」です。この条例は、子どもを含めた市民と市が約2年間で200回を超える会議や意見交換を行って、平成13(2001)年4月につくられた全国初の子どもの権利に関する条例です。



1

安心して
生きる権利



2

ありのままの
自分でいる権利



3

自分を守り、
守られる権利



4

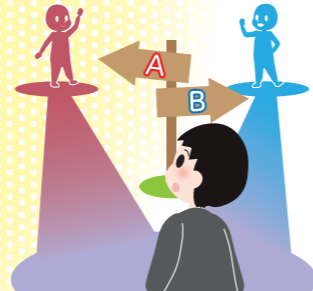
自分を豊かにし、
力づけられる権利



子どもにとって
特に大切な
7つの権利

5

自分で
決める権利



6

参加する
権利



7

個別の必要に応じて
支援を受ける権利



計画作りに向けた取組

計画を作るため、関係者や子どもからたくさんの意見をいただきました。

川崎市子どもの権利委員会が計画づくりで大事にしてほしいと考えること

- 1 計画全体が「子どもの権利の視点」や「子どもの視点」であること
- 2 行動計画の見直しを検討すること
- 3 子どもの声を聴き、尊重すること
- 4 条例や子どもの権利を知ってもらうこと
- 5 大人がやるべきことをしっかりやること



川崎市子どもの権利委員会
ウェブサイト

条例を知って
もらうために
大人がやることを
しっかりやらなきゃ!



子どもからの主な意見

- 多くの人に子どもの権利を知ってもらうことで、子どもの人権がより尊重されると思う。
- 外国につながりがある子どもが安心して過ごせるようにいろいろなサポートをしてほしい。
- 虐待など体罰はよくないので取組をしてほしい。
- (子どもの参加について) 子どもの意見に寄り添っていてとてもありがたい。
- (相談及び救済について) 気軽に言える環境が増えてくれるといい。



いただいた意見などを参考にして、計画で取り組んでいくことを3つの方向、10の施策に分けました。また、「子どもの権利を知ってもらうための取組を進めること」「子どもの思いや考えを大切にするための取組を進めること」「子どもの居場所づくりの取組を進めること」の3つを特に力を入れて進めていきます。

計画の基本的な考え方・大切にすること

- (1) 子どもは、一人ひとりみんな、大切な人間です
- (2) 子どもの権利は、一人ひとりが自分らしく生きていくために必要なものです
- (3) 自分の権利が保障されるためには、他の人の権利が大切にされなければならない、お互いに尊重しあうことが大切です
- (4) 子どもは、大人と共に社会をつくるパートナーです
- (5) 子どもは、国内や外国の子どもとお互いに理解と交流を深めるなど、より良い世界を作っていく役割を持っています
- (6) 市は子どもの権利の保障を進めます



I

子どもの権利の
尊重

- すべての子どもの命が
守られること
- 自分らしく成長できること
- 地域全体で子どもの権利を
大切にすること

【目標①】
条例を「名前も内容も知っている」、
「名前だけ知っている」と回答する割合

子ども		大人	
現状	計画期間の目標値 (令和11年度)	現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
49.0%	53.0%以上	33.1%	37.1%以上

【目標②】
条例を「名前も内容も知っている」と回
答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
71.0%	75.0%以上

【目標③】
困ったり悩んだりしたとき、相談・救済
機関に相談「したいけどできない」と
回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
10.1%	8.1%以下



II

子どもの
意見表明・
参加の推進

- 年齢や成長に合わせて
意見が言えること
- さまざまな活動に
参加できること

【目標①】
地域の活動・ボランティア等に参加したことが
「ない」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
44.7%	44.7%以下

【目標②】
地域の話し合い（子ども会議や、生徒会・
児童会など）に参加したことが「ない」と回
答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
70.6%	66.6%以下

【目標③】
学校で何かをしたり、決めたりするとき、先
生は、子どもの意見を「聞いている」「だい
たい聞いている」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
95.9%	96.7%以上



III

子どもの最善の
利益の確保

- 子どもの権利の視点で
あること
- 生まれ育った環境に関わらず
幸せに暮らせること
- 市・家庭・学校・地域が
協力して支援できること

【目標①】
子育てについて気軽に相談できる人(場所)
が身近にいる(ある)保護者の割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
99.3%	100%

【目標②】
地域に遊んだりスポーツをしたり安心して自
分が好きなおもしろい場所があるかという質
問に「ある」と回答する子どもの割合

現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
78.9%	80.9%以上

【目標③】
子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障
害の有無にかかわらず大切にされているかにつ
いて、「思う」、「ときどき思う」と回答する割合

子ども		大人	
現状	計画期間の目標値 (令和11年度)	現状	計画期間の目標値 (令和11年度)
89.2%	93.2%以上	82.9%	87.3%以上



主な取組内容



施策の方向 I 子どもの権利の尊重

やること ① **子どもの権利に関する
広報・啓発の取組の推進**

- たくさんの子どもやおとなに知ってもらう
- SNS や動画を使って知ってもらう
- イベントなどで知ってもらう

やること ③ **関係機関と連携した
相談・救済等の充実**

- 困ったり悩んだりしたときに安心して相談できるようにする
- 気軽に相談できる場所や方法を知ってもらう
- いろいろなところが協力できる体制をつくる

やること ② **子どもの権利学習の推進**

- 子ども向けの権利学習をする
- 子どもに関わる大人に権利の研修などをする

やること ④ **市民活動団体との
協働・連携の推進**

- 子どもに関わる活動をしている地域のグループと協力する
- 子どもの権利について、情報共有する

施策の方向 II 子どもの意見表明・参加の推進

やること ① **子どもの
参加の促進**

- 子どもがいろいろな活動に参加できるようにする
- 子どもがいろいろな場で意見が言えるようにする

やること ② **子どもの参加活動の
拠点づくりと子ども
会議への運営支援**

- 子どもが利用する施設などで、子どもが自主的に活動できるようにする
- 子ども会議などで意見が言え、その意見を大切ににする

やること ⑤ **育ち・学ぶ施設や
地域における
子どもの意見の尊重**

- 学校などで、子どもが自主的・自発的に活動ができるようにする
- 子どもの意見が大切にされるように働きかける

施策の方向 III 子どもの最善の利益の確保

やること ① **子どもを安心して
産み育てられる
環境の充実**

- 地域全体で子育てを応援する仕組みをつくる
- 子育ての情報発信や交流の場をつくる

やること ② **子どもが自分らしく
すこやかに成長
できる環境の充実**

- すべての子どもが幸せに成長するための居場所をつくる
- 子どもに合わせた支援をする

やること ③ **一人ひとりの状況に
応じたきめ細かい
支援の充実**

- 子どもの状況に寄り添った支援をする
- 社会的自立に向けた取組をする

特に力を入れて取り組むこと（重点的取組）

重点①

**「子どもの権利の
普及・啓発」の推進**

- 子どもの権利をより多くの子供・大人に知ってもらう取組を進めます。
- 困難な状況に直面し、課題を抱える子どもに子どもの権利を知ってもらえる取組を進めます。

子どもの権利が
守られるために、
次の3つのことについて
特に力を入れて取り組みます。



重点②

**「子どもの意見表明を
支援する取組」の推進**

- 「川崎市子ども会議」をはじめ、さまざまな場や活動等に子どもが参加できるように取組を進めます。
- 子どもが安心して自分の思いを伝えられる環境づくりを進めます。

重点③

「子どもの居場所づくり」の推進

- 子どもたちの声を聴きながら、子どもが「居たい」「行きたい」「やってみたい」と思える小・中学生や高校生世代の放課後等の居場所づくりを進めます。
- すべての子どもが自分らしく、安心して過ごし、将来に夢や希望を抱きながら、幸せに成長していけるような取組を進めます。

計画の進め方とチェック（評価・検証）

計画の進め方

- 子どもに関する部署が一体となって子どもの権利の取組を進めます。
- 子どもに関わる職員が、子どもの権利について理解を深めます。
- 子どもに関わるグループなどと協力して子どもの権利を広めます。



チェック（評価・検証）

- 市が毎年取組の進み具合を確認します。
- 進み具合について、川崎市子どもの権利委員会から意見をもらいます。
- 進み具合の結果は、ウェブサイト等でお知らせします。



